

# オリンピック・ムーブメントとジェンダー

## IOCの提言の射程と課題

コーディネーター 建石真公子（法政大学）

キーワード：オリンピズム、オリンピック・ムーブメント、IOC、ジェンダー、平等

### IOCはなぜ参加国に対して拘束力を持った規範を提示できるのか

「オリンピズムとは、スポーツを人類のために役立てるための哲学である。この哲学は、身体、意思、そして精神の質に負っている。この哲学は、オリンピック・ムーブメント及びオリンピック大会の核心となる要素である」とIOCのHPは説明する。こうした「人類に資するためのスポーツ」という目的は、19世紀末にクーベルタンによってオリンピックが再興された時点で、すでに「新しいオリンピック大会は人類の理想に役立つものでなければならない」と表明されていた<sup>1</sup>。

こうした理念を遂行するためには、IOCは、独自の原則（規範）を文書で提示し、その遵守を参加国に求めることが必要となる。そして、この文書の規範性を維持するために、IOCは、各国家からの独立を維持している。する、これは国際社会において私的組織としては特異な地位を維持していることを意味する。たとえば、『オリンピック憲章』以来IOCの採択する諸原則は、一般的な国際法とは異なり、「諸国家の介入を排して解釈され、適用される法」<sup>2</sup>として理解されている。

また、IOC文書が招致都市(国)において国内法に優位して適用される根拠として、オリンピック憲章規則33は、オリンピック競技大会の開催立候補申請の際に「当該公的機関とNOCは、オリンピック競技大会がIOCの求める条件を満たし、その条件のもとで組織運営されることを保障しなければならない」<sup>3</sup>と定めている。この規則は、国内法制度をオリンピック憲章等に従わせるという意味で、明らかに国の主権に対する介入にあたるが、立候補都市(国)はこの規則を当然

のものとして受け入れている。このような拘束力は当然ながら民主主義との関係で危険な要素も含むため、開かれた組織において発展させることが要請される。

このように参加国、特に大会招致都市に課される誓約のうち、ジェンダーに関してはどのような方針が示されているのだろうか。

### オリンピック・ムーブメントとジェンダー

2014年版『オリンピック憲章』によれば、「オリンピズムの目的は、人間の尊厳の保持に重きをおく平和な社会を促進することをめざし、スポーツを人類の調和のとれた発展に役立てること」であり、「スポーツをすることは人権の1つ」として「すべての個人はいかなる種類の差別も受けることなく、(略)スポーツをする機会を与えられなければならない」とある。この差別の中には、「性別、性的指向」によるものが含まれるが、IOCの「平等」についての視野は「スポーツをする機会の保証」に留まらない。「IOCの使命と役割」には、「男女平等の原則を実践するため、あらゆるレベルと組織において、スポーツにおける女性の地位向上を奨励し支援する」ことが掲げられている。すなわちオリンピック・ムーブメントの目指す価値の中には、ジェンダー・バイアスに基づく差別を撤廃することがうたわれている。

### オリンピック・アジェンダ2020による進展

昨年採択された『オリンピック・アジェンダ2020』（IOC, 2014年11月18日）の提言は、「男女平等を推進する」とともに、特に第11提言は「IOCは国際競技連盟と協力し、オリンピック競技大会への女性の参加率50%を実現し、オリンピック競技大会への参加機会を拡大することによりスポーツへの女性の参加と関与を奨励」、「男女混合の団体種目の採用を奨励」するとしている。つまり、50%という達成目標を掲げたクォータ方式のアファーマティブ・アクションにより女性の「参加機会の平等」の実現をめざすとともに、身体的な能力や特徴に基づく男女別枠＝「条件の平等」という既成概念を再考し、性差を問わない「男女混合」団体競技の採用を奨励することで、性別による区分のもたらす種々の課題を乗り越えようとする。

ジェンダー概念は、これまでの歴史の中で形成され

<sup>1</sup> Yves-Pierre BOULONGNE, Pierre de Coubertin, humaniste et pédagogue : dix leçons sur l'Olympisme, CIO, Lausanne, 1999, 286 p.

<sup>2</sup> Jacques CHEVALLIER, « Mondialisation du droit ou droit de la mondialisation ? », in Charles-Albert MORAND (dir.), Le Droit saisi par la mondialisation, Bruylant, Bruxelles, 2001, p. 38.

<sup>3</sup> オリンピック憲章 規則 33 § 3(2014年版)。

た「性差は自然である」という認識が「人為的」であること、また近代的人権論のよって立つ「普遍的な人」概念が男性を意味していたことを明らかにし、新たな「個人」の尊重や平等実現の構築を要請している。オリンピック・ムーブメントにおいては、身体を含めあらゆる分野において性差という課題を乗り越えること、個人を尊重することが示されたが、どのように実現しうるだろうか。

本シンポジウムは、次のような報告によって、「オリンピック・ムーブメントとジェンダー」の現状と今後の課題について明らかにしたい。

- ・「国際組織におけるスポーツとジェンダーに関する取り組みの動向－IWG、IOC、国際連合を中心に－」  
田原淳子（国士舘大学）
- ・「セクシュアル・マイノリティに対するIOCの対応」  
（仮）結城和香子（読売新聞社）
- ・「セクシュアル・ハラスメントの予防対策に関する国際的な動向と日本の対応」 高峰修（明治大学）